

平成 25 年 7 月

第 1 回尼崎市議会臨時会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 2 号 専決処分について（平成 25 年度尼崎市一般会計補正
予算（第 2 号））
- 報告第 3 号 専決処分について（工事請負契約の変更（浜小学校北
棟等耐震補強工事））
- 報告第 4 号 専決処分について（訴えの提起（災害援護資金貸付金
請求控訴事件））

< 予算 >

- 議案第 93 号 平成 25 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

< 条例 >

- 議案第 94 号 尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例につ
いて
- 議案第 95 号 尼崎市立保育所移管法人選定委員会条例について
- 議案第 96 号 尼崎市産業問題審議会条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 97 号 尼崎市公園緑地審議会条例の一部を改正する条例につ
いて

< その他 >

- 議案第 98 号 工事請負契約について（立花中学校北棟等耐震補強工
事）

報 告

報告第2号

専決処分について

平成25年度尼崎市一般会計補正予算について、平成25年6月5日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成25年7月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成25年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,642,062千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		8,888,435	5,657	8,894,092
	10 県 補 助 金	2,166,648	5,657	2,172,305
65 繰 越 金		1	6,243	6,244
	05 繰 越 金	1	6,243	6,244
歳 入 合 計		197,630,162	11,900	197,642,062

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
20 衛 生 費		13,918,197	11,900	13,930,097
	05 保 健 衛 生 費	7,357,415	11,900	7,369,315
歳 出 合 計		197,630,162	11,900	197,642,062

(説 明)

妊婦の風しん感染防止を図るため、緊急的に予防接種費用の助成を行うにあたり、急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	8,888,435	5,657	8,894,092			
10 項 県補助金	2,166,648	5,657	2,172,305			
20 目 衛生費補助金	60,171	5,657	65,828	予防接種費 補助金	5,657	○ (健康福祉局) 妊婦の風しん感染防止を図るための風しん 5,657 予防接種助成事業の実施に伴う補正

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	6,243	6,244			
05 項 繰越金	1	6,243	6,244			
05 目 繰越金	1	6,243	6,244	繰越金	6,243	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 6,243

報告第3号

専決処分について

浜小学校北棟等耐震補強工事請負契約の変更契約の締結について、平成25年6月12日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成25年7月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 浜小学校北棟等耐震補強工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市浜2丁目21番1号
工事概要 北棟等耐震補強工事 |
| 3 契約の金額 | 174,943,650円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市武庫町3丁目11番28号
株式会社松善工務店
代表取締役 紺 屋 一 弘 |

(説明)

平成24年6月26日に議決された浜小学校北棟等耐震補強工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するに伴い、急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 3,356平方メートル
	主な工法 KTブレース工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟
	延べ面積 893平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	給食室棟耐震補強工事
	鉄骨造り 1階建て 1棟
延べ面積 216平方メートル	
主な工法 ブレース工法	
耐震補強工事に伴う電気設備工事	
今回変更内容	
1 躯体部分欠損補修	
2 内壁のひび割れ補修等	

変更前契約

- 1 契約の目的 浜小学校北棟等耐震補強工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市浜2丁目21番1号
工事概要 北棟等耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 164,535,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市武庫町3丁目11番28号

株式会社松善工務店

代表取締役 紺 屋 一 弘

報告第4号

専決処分について

災害援護資金貸付金請求控訴事件の訴えの提起について、平成25年5月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成25年7月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 災害援護資金貸付金請求控訴事件
2 裁 判 所 大阪高等裁判所
3 当 事 者 控訴人

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被控訴人

4 事件の概要

控訴人本市は、平成7年6月、訴外人を連帯保証人として借受人に対して災害援護資金250万円の貸付けを行い、また、平成16年1月、連帯保証人が当該訴外人から被控訴人に変更されたが、当該借受人及び被控訴人は、5年間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても元利償還金の一部を償還しなかった。そこで、控訴人は、被控訴人に対する当該元利償還金及び違約金の支払請求について、尼崎簡易裁判所書記官に、平成24年11月5日支払督促の申立てを、同年12月10日仮執行の宣言の申立てを行ったところ、被控訴人が仮執行の宣言を付した支払督促に対して同裁判所に督促異議の申立てを行ったことにより、当該督促異議に係る請求について、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時

に神戸地方裁判所尼崎支部に訴えの提起があったものとみなされるに至った同庁平成24年（ワ）第1374号災害援護資金貸付金請求事件について、平成25年5月9日判決言渡しがあったが、控訴人敗訴部分は不服であるので控訴したもの

（説 明）

急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

（参 考）

判決の主文

- 1 尼崎簡易裁判所平成24年（口）第1087号事件の仮執行宣言付支払督促を取り消す。
- 2 原告の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

予 算

議案第93号

平成25年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度尼崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,095,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表市債補正」による。

平成25年7月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		42,727,018	310,000	43,037,018
	10 国庫補助金	5,103,340	310,000	5,413,340
45 県支出金		8,894,092	115,000	9,009,092
	10 県補助金	2,172,305	115,000	2,287,305
75 市債		29,508,500	28,000	29,536,500
	05 市債	29,508,500	28,000	29,536,500
歳入合計		197,642,062	453,000	198,095,062

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		11,823,791	99,000	11,922,791
	05 総務管理費	9,495,551	99,000	9,594,551
15 民生費		89,315,227	115,000	89,430,227
	10 児童福祉費	22,324,046	115,000	22,439,046
50 教育費		24,003,604	239,000	24,242,604
	10 小学校費	9,467,893	239,000	9,706,893
歳出合計		197,642,062	453,000	198,095,062

第2表 市債補正

(単位 千円)

変更

起債の目的	補正前	補正後
学校施設整備事業費	限度額 9,895,200	限度額 9,944,200

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 3 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	42,727,018	310,000	43,037,018			
10 項 国庫補助金	5,103,340	310,000	5,413,340			
10 目 総務費補助金	21,100	120,000	141,100	地域の元気 臨時交付金	120,000	○ (資産統括局) 補助率 10/10 120,000 地域の元気臨時交付金を活用した本庁舎の 空調設備整備に伴う補正
50 目 教育費補助金	1,585,083	190,000	1,775,083	地域の元気 臨時交付金	190,000	○ (教育委員会事務局) 補助率 10/10 190,000 地域の元気臨時交付金を活用した小学校の トイレ整備に伴う補正

歳入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	8,894,092	115,000	9,009,092			
10 項 県補助金	2,172,305	115,000	2,287,305			
15 目 民生費補助金	2,011,460	115,000	2,126,460	保育士等処 遇改善臨時 特例事業費 補助金	115,000	○ (こども青少年局) 安心こども基金を活用した保育士等処遇改 善臨時特例事業の実施に伴う補正 115,000

議93-8

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	29,508,500	28,000	29,536,500			
05 項 市 債	29,508,500	28,000	29,536,500			
10 目 総務債	920,800	△21,000	899,800	庁舎整備事業債	△21,000	○ (資産統括局) 地域の元気臨時交付金を活用した本庁舎の 空調設備整備に伴う補正 △21,000
50 目 教育債	9,958,200	49,000	10,007,200	学校施設整備事業債	49,000	○ (教育委員会事務局) 地域の元気臨時交付金を活用した小学校の トイレ整備に伴う補正 49,000

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	11,823,791	99,000	11,922,791	特定財源 99,000 一般財源 0			
05 項 総務管理費	9,495,551	99,000	9,594,551	特定財源 99,000 一般財源 0			
05 目 一般管理費	6,389,816	99,000	6,488,816	国庫支出金 120,000 市 債 △21,000	13 委 託 料	3,800	○ 本庁舎整備事業費（資産統括局） 地域の元気臨時交付金を活用した本庁舎の空 調設備整備に伴う補正
					15 工事請負費	95,200	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
50 款 教育費	24,003,604	239,000	24,242,604	特定財源 239,000 一般財源 0			
10 項 小学校費	9,467,893	239,000	9,706,893	特定財源 239,000 一般財源 0			
10 目 学校建設費	8,143,156	239,000	8,382,156	国庫支出金 190,000 市 債 49,000	11 需用費	500	○ 各種施設整備事業費（教育委員会事務局） 地域の元気臨時交付金を活用した小学校のト イレ整備に伴う補正
					13 委託料	27,000	
					15 工事請負費	211,500	

2 市債の平成23年度末における現在高並びに平成24年度末及び平成25年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成23年度末現在高	平成24年度末 現在高見込額	平成25年度中増減見込み		平成25年度末 現在高見込額
			平成25年度中 起債見込額	平成25年度中 元金償還見込額	
普通債	165,508,654	158,546,369	23,085,500	16,140,594	165,491,275
土 木	68,949,463	65,233,355	3,103,600	6,695,940	61,641,015
教 育	29,712,434	31,140,293	16,412,700	2,712,003	44,840,990
市 営 住 宅	24,111,177	22,001,735	595,500	2,386,996	20,210,239
住 宅 資 金 貸 付	88,452	57,470	-	14,954	42,516
総 務	135,802	150,363	74,800	7,729	217,434
民 生	5,674,822	6,117,264	1,612,200	608,296	7,121,168
衛 生	27,177,169	24,811,381	688,000	2,868,313	22,631,068
労 働	2,600	2,200	-	400	1,800
商 工	581,792	464,943	43,300	163,779	344,464
消 防	2,222,535	2,174,361	555,400	265,235	2,464,526
準 公 営 企 業	35,950	-	-	-	-
企業会計等出資金	6,816,458	6,393,004	-	416,949	5,976,055
災 害 復 旧 債	88,180	7,658	-	2,677	4,981
公 立 学 校 施 設	192	129	-	64	65
社 会 教 育 施 設	690	462	-	230	232
その他公共施設等	87,298	7,067	-	2,383	4,684
そ の 他	80,040,086	86,020,217	12,998,900	6,277,839	92,741,278
減 税 補 て ん 債	8,528,690	6,991,946	-	1,553,611	5,438,335
臨 時 税 収 補 て ん 債	1,271,392	1,069,894	-	205,548	864,346
臨 時 財 政 対 策 債	50,606,977	57,925,634	12,098,900	3,388,922	66,635,612
退 職 手 当 債	14,457,322	15,012,328	900,000	843,488	15,068,840
減 収 補 て ん 債	5,175,705	5,020,415	-	286,270	4,734,145
合 計	245,636,920	244,574,244	36,084,400	22,421,110	258,237,534

条 例

議案第 9 4 号

尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例について

尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 7 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 尼崎市自動車運送事業のうち一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を引き継ぐ一般乗合旅客自動車運送事業者（同法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）（以下「移譲事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び公認会計士のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、移譲事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説明)

尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 95 号

尼崎市立保育所移管法人選定委員会条例について

尼崎市立保育所移管法人選定委員会条例を次のように制定する。

平成 25 年 7 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所移管法人選定委員会条例

(設置)

第 1 条 尼崎市立保育所の運営の業務を引き継ぐ法人（以下「移管法人」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、その引継ぎが行われることとなる尼崎市立保育所（以下「移管対象保育所」という。）ごとに尼崎市立保育所移管法人選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民団体の代表者及び移管対象保育所に入所している児童の保護者の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、移管法人の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に

出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市立保育所移管法人選考委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定により移管対象保育所ごとに置かれている尼崎市立保育所移管法人選考委員会（以下「旧委員会」という。）は、第 1 条の規定により置かれた委員会（当該移管対象保育所に係るものに限る。）とみなす。

4 この条例の施行の際現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第 2 条第 2 項の規定により委員会（当該旧委員会に係る移管対象保育所に係るものに限る。）の委員として委嘱された者とみなす。

(説 明)

尼崎市立保育所移管法人選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 96 号

尼崎市産業問題審議会条例の一部を改正する条例について
尼崎市産業問題審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 7 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市産業問題審議会条例の一部を改正する条例

尼崎市産業問題審議会条例（昭和 56 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「者」の次に「及び市議会議員」を加え、同条第 5 項中「当該」を「第 3 項の」に改める。

第 4 条第 1 項中「委員」の次に「（臨時委員を除く。次項並びに次条第 1 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「補欠委員」を「委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員」に、「前任者」を「前任の委員」に改める。

第 7 条第 1 項中「委員」の次に「（臨時委員を含む。以下同じ。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「部会」を「、部会」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

第 8 条第 3 項中「、部会に」を「、その部会に」に改め、同条第 4 項中「、第 6 条及び前条」を「及び前 2 条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第 1 項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

第 9 条中「及び臨時委員」を削る。

第 11 条中「市長が」を「会長が審議会に諮って」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市産業問題審議会を設置するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 97 号

尼崎市公園緑地審議会条例の一部を改正する条例について
尼崎市公園緑地審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 7 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公園緑地審議会条例の一部を改正する条例

尼崎市公園緑地審議会条例（平成元年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「公園、緑地等について知識経験を有する」を「学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める」に、「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同条第 5 項中「当該」を「第 3 項の」に改める。

第 3 条第 1 項中「委員」の次に「（臨時委員を除く。次項並びに次条第 1 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「補欠委員」を「委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員」に、「前任者」を「前任の委員」に改める。

第 6 条第 1 項中「委員」の次に「（臨時委員を含む。以下同じ。）」を加える。

第 7 条第 1 項中「部会」を「、部会」に改め、同条第 2 項中「会長の」を「会長が」に改め、同条第 3 項中「、部会に」を「、その部会に」に改め、同条第 4 項中「、第 5 条及び前条」を「及び前 2 条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第 1 項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

第 8 条中「及び臨時委員」を削る。

第 10 条中「市長が」を「会長が審議会に諮って」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

尼崎市公園緑地審議会を設置するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 98 号

工事請負契約について

立花中学校北棟等耐震補強工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 25 年 7 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 立花中学校北棟等耐震補強工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市上ノ島町 3 丁目 1 番 1 号
工事概要 北棟等耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 7 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

立花中学校北棟等耐震補強工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2,166平方メートル
	主な工法 ピタコラム工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)2階建て 1棟
	延べ面積 1,079平方メートル
	主な工法 鉄骨屋根補強
	便所棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 168平方メートル
	主な工法 耐震壁新設
耐震補強工事に伴う電気設備工事	
" 機械設備工事	